

資料 3

東京圏国家戦略特別区域における家事支援外国人受入事業の 特定機関(受入企業)が所定の基準を満たすことの確認について(案)

東京都における「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」において、外
国人家事支援人材の受入企業になろうとする次の事業者が、特定機関（受入企
業）として、国家戦略特別区域法施行令等に定める基準を満たすことを確認し
た。

申請事業者	主たる営業所の所在地	営業実施区域	受入予定人数、国籍
桜人材株式会 社	東京都世田谷区中町 5 -10-22	東京都内	1名 フィリピン共和国